

三ヶ日西小学校 運営協議会名簿

No.	氏名	ふりがな	
1	河合 成典	かわい しげのり	会長（元校長）
2	藤山美恵子	ふじやま みえこ	副会長（元民生・児童委員）
3	伊藤 暢洋	いとう のぶひろ	R04 PTA副会長（保護者）
4	山本 修平	やまもと しゅうへい	今年度 PTA会長（保護者）
5	河合 文月	かわい ふづき	有識者
6	黒柳千賀子	くろやなぎ ちかこ	主任児童委員
7	池田 易史	いけだ やすし	学校支援コーディネーター
8	酒井 恵子	さかい けいこ	学校支援コーディネーター
9	宮田真由美	みやた まゆみ	校長
10	寺田 善一	てらだ よしかず	教頭
11	鈴木美也子	すずき みやこ	C S 担当（1年主任）
12	竹内 淳	たけうち じゅん	教務主任
13	福島 康良	ふくしま やすよし	生徒指導
14	石原 知子	いしはら ともこ	C S ディレクター校務アシスタント
15	井口 敏浩	いぐち としひろ	三ヶ日支所職員 （オブザーバー）

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8 月 2 9 日

浜松市教育委員会規則第 2 号

改正 令和 5 年 8 月 3 1 日 浜松市教委規則第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

1 学校教育目標

めあてに向かって 自分を高める

本校は、明治5年の学制発布を受け、翌6年7月に創立された歴史と伝統のある学校であり、令和5年度、創立150周年を迎えた。地域の結び付きが強く、校区の目指す姿を「三ヶ日の未来を担い 夢を持って自分らしく輝く子の育成」とし、三ヶ日地区の子供を地域で育てている。

本校においては、令和3年度から学校教育目標を「めあてに向かって自分を高める」としている。

2 学校教育理念

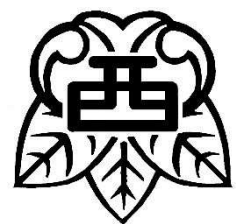
よくまなび よくあそべ

本校の体育館前には「よくまなび よくあそべ」という文字が掲げられている。

Work while you work, play while you play.「学ぶときは一生懸命に学び、遊ぶときには思いきり遊びなさい」という意味であり、明治前期にアメリカから入り、明治30年代からは修身や国語の教科書でも教えられていた言葉である。どちらかに偏っては駄目で、どちらもバランスよく必要であるという「文武両道」(学問と武道の両方にすぐれていることを意味している)と同義語であり、本校の教育理念と呼べるものである。

3 校章

本校の校章は、昭和30年3月31日に、三ヶ日町と東浜名村が合併し、三ヶ日小学校が、三ヶ日町立西小学校となったのに際して制定された。三ヶ日町の特産であるみかん🍊と猪鼻湖の波🌊を図案化し、中央に西小学校の西の文字が置かれた。3枚の葉🍃は、小学校の小の文字を表している。図案の上部は矢羽根で、三ヶ日西小学校が上へ向かって伸びていくようにという願いが込められている。



三ヶ日西小の
校章

4 学校の現状と課題

① 地域の特性

学区の南は猪鼻湖に接し、北・西は赤石山系の支脈に囲まれており、景観の美しい自然環境にある。全国的に有名な三ヶ日みかんや三ヶ日牛など農業や畜産業が盛んである。また、国指定の重要文化財6点を始め、40点余りの文化財がある歴史のある町でもある。地域はスポーツ活動が盛んであり、少年団や成人のスポーツ教室等、熱心に活動を行っている。地域・保護者は、学校への期待が大きく、同時に学校教育への支援も厚い。

② 児童の実態

<児童のよさ>

- 子供らしく、明るく人懐こい子が多い。 ○ 素直である。
- 欠席が少なく学校が好きという子が多い。
- 学年を超えて仲が良い。 ○ 互いを許すことができる。
- 何事にも楽しもうとするポジティブな感覚の子が多い
- 年下の子をかわいがる優しい気持ちの子が多い。

- 6年生がリーダーシップを発揮して活動している。
- 与えられたことは頑張るが、よりよく継続できない。
- 清掃活動に真剣に真面目に取り組む子が多い。
- 地域や地域の方のことが好き。

<課 題>

『自己管理能力』～生活習慣・健康～

- 自分事として捉える力が弱い。
- なぜそれが必要か分からない。
- 人任せにしている子が多い。
- 時間を意識する子が少ない。

『自己理解』

- 自分に自信がない。継続しない。熱しやすく冷めやすい。
- 粘り強さがなく、現状のままであきらめてしまう。
- 「自分から」という主体性が十分に育っていない。
- 課題解決の見通しを立てて試行錯誤しながら解決する力が十分でない。

『人間関係形成・コミュニケーション（社会形成能力）』

- 自分の思いを上手く伝えられない。思いが弱いため、発表の声が小さい。
- 言葉遣いがよくない。
- 調子に乗って思いやりに欠ける言動をする子がいる。
- 廊下歩行が悪い。他の教室に迷惑をかけていることが分からない。

<<知・徳・体におけるよさと課題>>

【知】

- 与えられた課題にまじめに取り組むことができる。
- パターン化された話し合い活動には参加することができる。
- 振り返りの場で、まとめを書くことができる。
- 各自の能力や授業態度に個人差がある。
- 自分の課題に対し、継続して取り組む力が弱い。
- 家庭学習への取組に課題がある。

【徳】

- 各学年において「自分らしい夢」をもつことができている。
- 道徳コーナーの活用により道徳科の時間が実施されていることが分かる。
- 道徳科を要とし、全教育活動での道徳教育が推進されている。
- 挨拶はよくなっているが、個人差がある。学校、家庭、地域との協働により、心を込めて挨拶できる子を育てたい。
- 自己肯定感が低い。教育活動全体で自己肯定感を醸成したい。
- 「はままつマナー」の活用や生徒指導と関連させた統一した指導を行う。

【体】

- 家庭の協力により、早寝早起き、朝食の摂取など、基本的な生活習慣を守っている児童が多い。
- 握力、持久力に課題がある。
- 昼休みに校舎内で過ごし、外に出たがらない児童がいる。

《発達支援》

- 発達支援学級の知的学級と自閉・情緒学級において個に応じた指導・支援が行われている。
- 発達支援学級に籍を置くことで自己肯定感を高めつつ個々に必要な学びを積むことができている。
- 通常の学級に発達支援上の配慮を要する児童がいる。
- 支援の必要な児童に合理的配慮や個別支援の計画を適切に行うこと、保護者との相談体制の確立、関係諸機関との連携をさらに進める。

※ 個別の教育支援教育と教育指導計画を機能させる。

発達支援教室「のびのび教室」の更なる周知と活用を図る。

③ 令和6年度の児童数及び学級数

＜児童数＞ 全校 285 人

通常の学級 266人 発達支援学級（『あおぞら学級』）19人

＜学級数＞ 計 15学級

通常の学級11、発達支援学級（『あおぞら学級』）4

5 学校経営方針

（1）学校を取り巻く状況と学校教育の目的（国の動向）

激変する社会の動向、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等、予測が困難な時代（VUCAの時代）となっている。保護者の価値観やニーズも多様化し、学校に寄せられる期待も多岐に渡っている。学校の第一の使命である学力の保障はもとより、道徳性の涵養、対人関係の構築といった従来の学校の役割として期待されていることに加え、予想される自然災害、いじめや体罰に関する問題も大勢の人々が関心を寄せるところであり、子供が安全に安心して生活できる学校づくりを進めていかなければならない。

第4期教育振興基本計画（2023～2027年度）のコンセプトは、

- ・2024年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- ・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

基本的な方針は

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

これらのことから、学校教育においては、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むために、知識及び技能の習得と、思考力・判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養という、いわゆる資質・能力の三つの柱を手掛かりに、多様な価値観を受け入れつつ、自分らしさをもった人材育成が求められる。

(2) 浜松の教育と本校の目指す教育

第3次浜松市教育総合計画は最終年度を迎える。第3次浜松市教育総合計画では、「未来創造への人づくり」と「市民協働による人づくり」を理念として、「自分や浜松の未来を創り出せる子供」を目指し、「キャリア教育」に重点を置いた教育活動が行われている。第4次教育総合では「描く夢や未来の実現」のために「主体性」「信頼・協働」「多様性・包摂性」がコンセプトとして取り上げられている。これらも視野に入れ、「物事を自分事として捉えること」「一人一人が自分らしい生き方を実現できること」を大切に、キャリア教育を核として、6年間を掛け、学校・家庭・地域・市民活動団体・事業者などによる市民総がかりの人づくりを行う。そのために、ビジョンを共有し、「社会に開かれた教育課程」の構築をする。

6 学校教育目標の具現化に向けて

(1) 目指す児童の姿

令和5年度より、本校のキャリア教育で目指す児童の姿と一致させ、「自分を大切にできる子・人を大切にできる子・課題解決することができる子・学びを未来につなげることができる子」と設定している。

(2) 具体的な方策

【知】進んで学ぼう

- ・めあてを決める
- ・手段「やり方・学び方」を考える
- ・振り返り、次へつなげる
- ・基礎・基本の定着（漢字・計算力の定着、家庭学習の確立）

【徳】自他の命や心を大切に

- ・道徳科授業を要とした道徳教育の推進
- ・自他のよさを認める場の設定
（場に応じた挨拶や言葉遣い・良いことみつけ・キャリアパスポートの活用）
- ・いじめ0に向けた取り組み
- ・「3つの宝」への取り組み

【体】健康な体

- ・基本的生活習慣の定着（早寝・早起き・朝ご飯）
- ・体力アップ（体育の時間を中心に）
- ・自分の身は自分で守る安全意識の向上（交通・防災・防犯）

(3) キャリア教育の充実

子供一人一人がなりたい自分になるために、キャリア教育を核として、目標をもって取り組むことができるように支援をしていく。

① キャリア教育で育みたい力（令和5年度より三ヶ日校区統一）

- み「みつめる・みつける力」 ◎自分を大切にする力【自己理解・自己管理能力】
- つ「つながる・つなげる力」 ◎人を大切にする力【人間関係形成・社会形成能力】
- か「かいけつする力」 ◎課題解決する力【課題対応能力】
- び「ビジョンを描く力」 ◎学ぶ意義を理解し自分の夢について考える【キャリアプランニング能力】

① キャリアカウンセリング

4月 キャリア週間①

キャリアカウンセリング（担任と児童 4／15～4／19）

- ・年間、1学期の目標設定・共有

教育相談①（二者：担任と保護者 4／23～5／1）

- ・年間、1学期の目標共有
- ・就学支援への声掛け・学びの教室（取り出し指導）の確認
- ・個別の教育支援計画、個別の教育指導計画の作成（サイン）
- ・児童の育てたい面、よさ、課題等の把握 等

6月 キャリアカウンセリング・教育相談（6／10～6／17）

- ・児童が頑張っていること、悩み等の把握 等

7月 教育相談②（三者：担任と児童及び保護者 7／2～7／9）

- ・1学期の振り返り、2学期以降の目標共有
- ・児童のよさ、課題等の把握
- ・保護者の困り感の把握
- ・就学支援委員会①（6／12）の結果伝達 等

9月 キャリア週間②

キャリアカウンセリング（担任と児童 9／3～9／9）

- ・2学期の目標設定・共有

11月 キャリアカウンセリング・教育相談（11／11～11／18）

- ・児童が頑張っていること、悩み等の把握 等

※ 教育相談（臨時）（担任と保護者 11月下旬から12月上旬）

- ・就学支援委員会②（11／14）の結果の伝達 等

1月 キャリア週間③

キャリアカウンセリング（担任と児童 1／8～1／15）

- ・3学期の目標設定・共有

2月 教育相談③（希望制：二者 2／5～2／12）

- ・ 2学期の振り返り、3学期及び次年度の目標共有
- ・ 個別の教育支援教育、個別の教育指導計画の振り返り次年度への方向性の確認（サイン）
- ・ 児童のよさ、課題等の把握
- ・ 保護者の困り感の把握
- ・ 就学支援委員会③（1／30）の結果伝達 等

2～3月 各自の振り返り →キャリアパスポートへの記載

（4）教育環境を整える

よりよい教育環境を創り出すために、児童会で行っている「**3つの宝**」に教師も子供と共に取り組んでいく。

① あいさつ

挨拶は、人と人とを結ぶコミュニケーションの一つである。

どんな挨拶をするのかを自分でも考えさせる。（R5までは、元気な挨拶）

「あかるく いつも さきに つづける」

② みんななかよし

学級、学年（あおぞら学級の子供たちとの相互の交流）、学校、登校班縦割り遊びやエンカウンターでの交流

※ 現状は、登校班や縦割り班のメンバー全員の名前すら分からない状態。

③ 美しい学校

身の回りを整えることの大切さを児童自身が理解し、意識して取り組むことができるように導く。また、「美しい学校づくり」は、物的環境のみならず、場に応じた挨拶や温かい言葉遣い、学習中の正しい姿勢などの立ち居振る舞いをも含む。これらを励行し称揚することにより、自ら気付いて行動することの価値を感得するなどして、学校生活全体を通して豊かな心を育てる機会としたい。

☐ こころの日の位置付け ☐ 積極的な生徒指導

☐ 児童会主体の活動や清掃活動（ミニ清掃）

（5）児童・保護者・教職員が安心できる学校風土の創出

① 発達支援教育の理念に基づいた指導＜児童全員が対象＞

～一人一人のニーズをつかむ・一人一人を大切にすること・一人一人のよさを伸ばす～

☐ 一人一人の特性に応じた指導。支援に努め、外部機関との連携・校内体制の整備により、計画的・継続的な指導がなされるようにする。

☐ 発達障害の傾向をもつ児童に適切な指導・支援を行うと共に、全校の児童一人一人の教育的ニーズを把握し、支援する。

※ 発達コーディネーターを中心に（チーム発達）

② 児童の健康と安全を守る環境づくりと危機管理体制の構築

- 生徒指導、いじめ対策、就学支援、発達教育支援等に組織で対応する。
そのために、報告・連絡・相談を機に応じて適切に行い、必要な情報や指導方針を共有できる体制を整える。
※ 生徒指導主任を中心に（チーム生徒指導）
- 過去の悲しい出来事から6月3日を「命について考える日」と位置付け、児童自らが「生命尊重」について考えることができるようにする。
※ 道德教育推進教師を中心に（チーム心）
- 児童自らが「自分の命や安全は自分で守る」ことを意識し、安全に判断し行動できるように働き掛ける。 ※防災・防犯・交通安全担当を中心に
- 感染症に対する対策を含め、年間を通して健康管理を継続して行えるように健康への関心を高める。※養護教諭を中心に
- 危機管理マニュアルをもとに、家庭・地域と連携して計画的に避難訓練や集団下校を行う。※防災リーダーを中心に

③ 保護者や地域から信頼される学校運営

- ホームページ（ブログ）をこまめに更新し（自分の分掌に関すること）、学校だよりを定期的に発行し学校の様子を広く伝えるよう努める。学年の連絡事項は「さくら連絡網」を活用する。※情報リーダーと各担当を中心に
- 教育相談日の位置付け、スクールカウンセラーの紹介、いじめ対策アンケートの定期的実施により、児童や保護者の思いに寄り添う体制を整える。
※ 教務主任・いじめ対策推進リーダー・担任・養護教諭担当等

④ 教職員の専門性を生かした教育活動への参画

- 個々の教師が自分の果たす役割を理解し、意欲と専門性をもって教育活動に当たり、一人一人が学校経営に積極的に参画するよう努める。

（6）安定した教育環境の基盤

① コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の機能の充実

- 学校運営協議会と教育目標を共有し、教育活動に地域素材や地域人材を活用して実感のある理解を得られる教育活動を展開するとともに地域への愛情を育む。

② P T A ・ 保護者との連携

- 保護者との懇談の機会を通して学校と家庭の教育方針を共有し、児童の表れや特徴、指導の方針等の情報共有を多く行う。
- 懇談会や便りを通して、「家庭学習の手引き」の活用による家庭学習の習慣化、早寝・早起き・朝ごはんの効果や栄養バランスの大切さを啓発する。

③ 幼・保・小・中の連携

※ 教務主任・発達コーディネーター・養護教諭・1年学年主任・6年学年主任

- 小学校就学前や中学校入学前の情報交換を丁寧に行い、入学前、卒業後の子供の指導が適切に行うことができるよう配慮する。
- 各校・園の取組を理解し、本校の指導に生かす。

④ 職員の健康増進のための働き方改革の推進

- 心身共に健康な状態で勤務することができる職場環境となるよう、各自がワークライフバランスに努める。限られた時間内に最大の効果を得られるよう、合理化・効率化を進める。※日課表の見直し
- 定時退庁日を年間計画に位置付け、履行する。
- 計画的、効果的に年次有給休暇等を取得するよう心掛ける。

(7) 目指す教師像

～家庭・地域とともに夢を育む学校づくり～

「日本一幸せな学校」→ 日本一幸せな子供たちに。

※ 教師・保護者が幸せでなかったら子供も幸せになれない。

～子供たちを支え・導き・伸ばす（チーム三ヶ日西）～

- 一人一人のニーズをつかむ
- 一人一人を大切にする
- 一人一人の良さを伸ばす

(8) R6年度の最重要テーマ

- 学級経営の充実 … 当事者意識の醸成 → 自分事として捉える。
やらされている → 自らがやる
※ キャリアカウンセリングで子供を伸ばす。
- 発達支援教育の充実・合理的配慮への理解 … 全校児童を全教職員で。
- 教員研修の充実 … 校内体制の整備・悉皆研修等を全校に広める。
道徳教育の充実を図る。
- 各分掌、キャリア教育・情報活用能力の育成等を踏まえたカリキュラムマネジメント
- 子供も教師も心掛けること
- ☆ 気づき 考え 実行する力を育む … 主体性の育成
気づき … 自ら自分の生活や社会の問題、ニーズに気づく
考え … 原因と解決のための道筋や方法を考える
実行する… 問題解決のための具体的な活動を実行する

三ヶ日西小学校 第1回学校運営協議会 資料

1 CSのねらい

(1) 学校運営の基本方針

- ① 学校教育目標「めあてに向かって自分を高める」の具現
 - 重点1 主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善
 - 重点2 キャリア教育の推進
 - 重点3 発達支援教育の充実
- ② 児童・保護者・教職員が安心できる学校風土の創出
- ③ 安定した教育環境の基盤の維持

(2) 地域と共有したいビジョン

- ① 目指す児童の姿
- ② 保護者や地域への情報発信と保護者・地域から学校への情報提供
- ③ 教育課題
 - ・ 発達支援の必要な児童への対応
 - ・ 学校ボランティアの活動
 - ・ 三ヶ日西小学校いじめ防止基本方針

(3) 本年度の本協議会における力点

- 本校の教育課題解決に向けた方策の検討。
- 外部人材への協力要請の在り方。
- いじめを未然に防止する手立て。

2 計画

回	日	熟議・協議事項（予定）
1	4月25日（木） 13：30～15：30	○学校運営の基本方針の承認 ○課題の焦点化 ○学校ボランティアの活動計画作り
2	10月25日（金） 13：30～15：30	○授業参観後に学校の取組や児童の様子を評価 ○課題解決に向けた進捗報告
3	2月7日（金） 13：30～15：30	○学校関係者評価 学校評価の分析と今後の課題の整理 ○次年度の学校経営基本方針 ○学校運営協議会の自己評価 ○次年度に向けた課題の整理 ○夢をはぐくむ推進協議会への提言



希望の丘



春風や 闘志いだきて 丘に立つ 高浜虚子



(～春は始まりの季節です。新しい世界に飛び込む人の意気込みを感じる句です。～)

御入学・御進級おめでとうございます。

4月4日の始業式と5日の入学式より、令和6年度がスタートしました。本年度は、新一年生47人が入学し、全校児童285人となりました。

始業式では、新任職員の紹介や担任発表が行われ、子供たちの笑顔が輝く新年度を迎えました。本校では、本年度も「三ヶ日の未来を担い、夢を持って自分らしく輝く子の育成」(中学校区育成目標)、「めあてに向かって自分を高める」(学校教育目標)を根幹に据え、子供たちの安全・安心を第一に考えた教育活動に取り組んで参ります。

教職員が一致団結し、三ヶ日西小学校区の良さを生かし、家庭・地域の皆様と共に、子供たちの健やかな成長を支えていきます。本年度も、三ヶ日西小学校の教育活動に御理解・御支援をよろしくお願いいたします。

校長 宮田 真由美

「夢を持って自分らしく輝く子」「めあてに向かって自分を高める子」の育成を目指して

4月より7名の職員が三ヶ日西小勤務となりました。目指す校区の子供像・学校教育目標実現のため努力する所存です。これまでと同様、御支援をお願いいたします。

新任職員



寺田 善一
鈴木 伸哉
中村 真衣
高柳 潤
福留 治
清水 亜季
石原 知子

葵西小より (教頭)
平山小より
尾奈小より
浜松市立西小より
新居小より (新規採用)
尾奈小より (図書館補助員)
新規採用 (校務アシスタント)



<新任式 お迎えの言葉>

6年 河合 星哉 さん

三ヶ日西小学校は、昨年度 150 周年を迎えた伝統ある学校です。明るく元気な子が多く、昼休みには多くの子たちが校庭で遊んでいます。上級生は下級生を大切にする優しさをもっています。また、図画工作や書写の作品は、数々の作品展やコンクールで入賞しています。

三ヶ日西小学校には、ぼくたちと先生方が大切にしている「三つの宝」があります。
～中略(三つの宝の紹介)～ この歴史ある学校をいつまでもきれいに保てるように、みんなで協力して美しい学校にしていきたいと思ひます。

ぼくたち六年生を中心に、全校児童で力を合わせ、学校をよりよくしていきたいと思ひますので、先生方、これから御指導をよろしくお願いいたします。

【お知らせ】変更になります!! 学級・学年だよりは発行しません。

○ 学級・学年だより

→ 年度当初のみ発行します。既に、4月当初の担任紹介は、紙媒体で発行しました。今後、お知らせは、「さくら連絡網」で行います。(行事前や1年生など例外があります。)学年の様子は、学年ごとブログで紹介しますのでご覧ください。御理解をお願いします。



＜始業式の話＞

「わくわくする一年に」

昨年度は「三ヶ日西小学校150年の歴史を幸せな未来につなげよう」のスローガンのもと、様々なイベントを通してお祝いをしました。三ヶ日西小学校を日本で一番幸せな学校にするために、一人一人が、学校教育目標「めあてに向かって自分を高める」を心掛けていきましょう。今年度もキャリア教育に力を入れます。職員室前に夢を掲示することは変わりませんが、各教室の後ろには「一年後、どんな自分になっていたいのか」、そのために「自分のどんなところを伸ばしていくのか」、めあてを掲示します。新たな気持ちで、取り組んでいきましょう。

① 「3つの宝」を大切にしよう

・あいさつ・みんななかよし・美しい学校

② 読書活動に力を入れよう

・図書室にはいろんな種類（0類～9類）の本があります。いろいろな種類の本を読んでみよう。

☆いろんなことに挑戦して、「わくわく」を見つける一年にしていきたいと思います。

＜入学式の話＞ 入学おめでとうございます。

三ヶ日西小学校には「3つの宝」があります。特に頑張ってもらいたいのは、「あいさつ」と「なかよし」です。

☆ 「あいさつ」…「おはよう」「ありがとう」などの挨拶はみんなが嬉しくなる魔法の言葉です。たくさん使ってみましょう。

☆ 「なかよし」…みんな笑顔でいられるように、一年生みんなで「なかよし」を大切にしましょう。

毎日がわくわくするように、楽しいことをたくさん見付けていきましょう。



～令和6年度 教職員の紹介～

よろしくお願いします。

校長 宮田 真由美

教頭 寺田 善一

1年1組 佐久間 仁菜

1年2組 鈴木 美也子（主任）

2年1組 菊池 恵理子（主任）

2年2組 福留 治

3年1組 高柳 潤

3年2組 疋田 千里（主任）

4年1組 中村 真衣（主任）

4年2組 清水 智

5年1組 富田 笑生

5年2組 鈴木 伸哉（主任）

6年1組 桔川 記子（主任）

福島 康良（副担任）

あおぞら1組 木下 史郎

あおぞら2組 宇野 主馬（発達コーディネーター）

あおぞら3組 樋田 文秀（主任）

あおぞら4組 鈴木 亜希子

のびのび教室 宮澤 より子

教務主任 竹内 淳

生徒指導 福島 康良

養護教諭 猿田 晃子

栄養教諭 堤 真弓

事務職員 鈴木 久美子

非常勤講師 染葉 直美 清水 唯史

学習支援員 渥美 ゆかり

スクールヘルパー 山上 靖子

図書館補助員 清水 亜季

理科支援員 清水 祐希

校務アシスタント 石原 知子

A L T アンソニー エンリクエス

用務員

夏目 広子 中村 文子 磯田 恵津

鈴木 寿 古山 晴朗 野田 隆男

スクールカウンセラー 森 夏穂

スクールソーシャルワーカー 牧澤 馨

浜松市立三ヶ日西小学校いじめ防止基本方針【概要版】

改定の概要

○改定概要

- ・本校のいじめ防止対策が適切に機能しているか評価・点検して見直す仕組みを整備
- ・いじめの防止等に関する取組を明記
- ・いじめの早期発見のための相談体制の整備・迅速な対応
- ・いじめは特定の教職員によらず、組織で対処
- ・いじめを行った子供に対しての指導や関係機関と連携した対応

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめの定義
 - ☑いじめは特定の教職員によらず、校内いじめ対策委員会を活用して認知
 - ☑犯罪行為として取り扱われるべきと認められた事案等については、教育的配慮や被害者への配慮の上、早期に警察と連携した対応を実施
 - ☑個々の行為がいじめに当たるかは「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要
- 2 いじめの理解
 - ☑いじめはどの子供にも起こりうるものであり、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにすることが必要
- 3 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - ☑学校は、全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係の素地を養う
 - (2) いじめの早期発見
 - ☑子供がSOSを発信できるようにすること、教職員がSOSに気付けるようにすることが必要
 - ☑いじめを隠したり軽視したりしないよう、積極的にいじめを認知
 - (3) いじめへの対処
 - ☑いじめへの対処についての体制を整備
 - (4) 地域や家庭との連携
 - ☑PTA、地域、学校が協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設定
 - ☑学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の活用

第2 いじめの防止等のための対策

- 1 いじめの防止等のための組織
 - (1) 校内いじめ対策委員会組織と役割

浜松市立三ヶ日西小学校 校内いじめ対策委員会
校長（委員長）、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター兼生徒指導主任、学年主任、養護教諭、
（必要に応じて）発達支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
- ☑毎月1回定期的に開催、事案が発生した場合は随時開催
- (2) いじめの防止等における教職員の役割
 - ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割
 - ☑会議などの企画・運営
 - ☑情報収集、実態把握、保護者・地域・関係機関との連携の窓口、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進、研修の企画・運営する役割
 - ②教職員の役割
 - ☑「浜松市立三ヶ日西小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう役割を明記

いじめの定義

いじめとは、「学校に在籍する児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

第2 いじめの防止等のための対策【左下段からの続き】

- 2 いじめの防止等に関する取組
 - (1) 三ヶ日西小年間指導計画
 - ☑いじめの防止等に関する取組が実効的なものになるよう年間指導計画を作成
 - (2) いじめの未然防止
 - ☑学校教育目標「めあてに向かって自分を高める」の具現化を目指し、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組む。
 - ☑6月「命を大切にする月間」
 - ☑子供と共に、未然防止のための取組を展開
 - (3) いじめの早期発見
 - ☑子供とのコミュニケーション、定期的なアンケート調査、個人面談等から、子供がいじめを訴えやすい環境を整備
 - ☑教育委員会と連携、ネットパトロールの活用
 - (4) いじめに対する措置
 - ☑教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、対応
 - (5) 関係機関との連携
 - (6) 学校における教育相談体制の整備
 - (7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組
 - (8) いじめが解消している状態
 - ☑いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安）、いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
 - (9) 「浜松市立三ヶ日西小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し
 - ☑ホームページ公開、年度開始時に説明、取組状況の評価・検証
- 3 地域や家庭の役割
 - (1) 地域の役割
 - ☑地域の人たちが地域で育つ子供に積極的に関わる。
 - ☑家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止める。
 - (2) 家庭の役割
 - ☑いじめ防止対策推進法における保護者の責務
「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）
 - ☑「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
 - ☑子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
 - ☑子供との触れ合いや対話を大切にする。
 - ☑子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、連携して、いじめの早期発見に努める。
 - ☑携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持つ。
 - ☑子供がいじめを行ったことが分かった場合、学校と協力して指導する。

第3 重大事態への対処

- ☑教育委員会へ報告し、ガイドライン等により適切に対応

令和6年度三ヶ日西小応援団（ボランティア）一覧

1. 学習活動等支援ボランティア

記号	学年	教科・領域	指導内容	ボランティア内容例、時期など
ア	全学年	朝読書	読み聞かせ	読み聞かせ(月1回 火曜日、8:10～8:20)
イ	全学年	教科等	校外学習(学区)	安全支援(生活科、総合:町探検など)
ウ	全学年	体育	水泳学習の見守り	学校のプールでの監視、補助(6～7月)
エ	1・2年	生活科	おもちゃ作り	おもちゃ作りの補助(10～11月)
オ	1年	生活科	昔の遊び	昔の遊びの補助(2月)
カ	2年	音楽	鍵盤ハーモニカ	指使い練習の補助(各学期数回)
キ	2年 あおぞら	生活科 生活单元	野菜づくり	夏野菜、さつまいも栽培の補助
ク	3年	書写	毛筆指導の補助	個々の用具の準備、片付けの支援(主に4～5月)
ケ	3年	音楽	リコーダー	指使い練習の補助(主に4～5月)
コ	3・4年	算数科	そろばん	そろばん個別支援(4年12月、3年2～3月)
サ	3・4年	図画工作	かなづち・のこぎり	道具の使い方の補助、見守り(9～10月)
シ	5・6年	家庭科	裁縫・調理	手縫い支援(7月)・ミシン縫い支援(9～11月) 調理実習安全見守り(6月、11月)

2. 安全・見守りボランティア

記号	ボランティア	ボランティア内容例
ス	バス待ち	放課後、バス待ちの児童(主に1～3年)の見守り
セ	託児(乳幼児)	参観会、懇談会時の幼児等の見守り
ソ	交通安全見守り	登下校時の防犯、声掛け

3. 環境支援ボランティア

記号	ボランティア	ボランティア内容例
タ	裁縫・工作	各種カバー製作など
チ	花壇・庭木	枝の剪定・苗植え・草取り

昨年度 PTA 会長様

令和 6 年 4 月 2 6 日

浜松市立三ヶ日西小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 河合 泰裕 様

②明日以降に
代表者様に
提出いたします。

①本日御理解を
いただけたら…

浜松市立三ヶ日西小学校運営協議会
会長 河合 成典

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和 6 年 4 月 2 5 日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 地域への愛着と誇りを高めるために、本校 3 年生の総合的な学習の時間で取り組んでいる「みかん学習(地域学習)」を継続していく。

⇒ 「みかん学習(地域学習)」にて地域住民に講師を依頼する。

- ② 思いやりの気持ちを育て、自他の命を大切にする教育を推進する。

⇒ 助産師を講師に招いた「いのちの授業」を継続する。(1・6 年)